

施設基準届出状況(令和8年1月1日時点)

当院は、下記の施設基準および厚生労働大臣が定める基準によって看護を行う保険医療機関として中国四国厚生局に届出を行っています。

区分	
初診料・再診料	医療DX推進体制整備加算 初診料(歯科) 注1に掲げる基準 歯科外来診療医療安全対策加算1 歯科外来診療感染対策加算1
入院基本料	一般病棟入院基本料(急性期一般入院料1) 4棟 200床
基本診療料	救急医療管理加算 診療録管理体制加算2 医師事務作業補助体制加算1 15対1 急性期看護補助体制加算 50対1 看護職員夜間配置加算 16対1 療養環境加算 重症者等療養環境特別加算 10床(個室) 無菌治療室管理加算1・2 栄養サポートチーム加算 医療安全対策加算1 感染対策向上加算1 患者サポート体制充実加算 報告書管理体制加算 後発医薬品使用体制加算1 バイオ後続品使用体制加算 データ提出加算 入退院支援加算 認知症ケア加算 せん妄ハイリスク患者ケア加算 排尿自立支援加算 協力対象施設入所者入院加算
特定入院料	小児入院医療管理料4 3階病棟 地域包括医療病棟入院料 7階病棟 緩和ケア病棟入院料2 8階病棟
特掲診療料	外来栄養食事指導料の注2に規定する基準 心臓ペースメーカー指導管理料の注5に規定する遠隔モニタリング加算 糖尿病合併症管理料 がん性疼痛緩和指導管理料 がん患者指導管理料イ, ロ, ハ, ニ 移植後患者指導管理料(造血幹細胞移植後) 糖尿病透析予防指導管理料 小児運動器疾患指導管理料 二次性骨折予防継続管理料1・3 下肢創傷処置管理料 慢性腎臓病透析予防指導管理料 地域連携小児夜間・休日診療料1 夜間休日救急搬送医学管理料の注3に規定する救急搬送看護体制加算 外来腫瘍化学療法診療料1 連携充実加算 外来腫瘍化学療法診療料の注9に規定するがん薬物療法体制充実加算 開放型病院共同指導料 がん治療連携計画策定料 外来排尿自立指導料 薬剤管理指導料 検査・画像情報提供加算及び電子的診療情報評価料 医療機器安全管理料1 歯科治療時医療管理料 在宅患者訪問看護・指導料及び同一建物居住者訪問看護・指導料の注2 在宅療養後方支援病院 持続血糖測定器加算(間歇注入シリンジポンプと連動する持続血糖測定器を用いる場合)及び皮下連続式グルコース測定 BRCA1／2遺伝子検査 先天性代謝異常症検査

区分	
特 掲 診 療 料	<p>検体検査管理加算(Ⅰ)・(Ⅱ)</p> <p>時間内歩行試験及びシャトルウォーキングテスト</p> <p>ヘッドアップティルト試験</p> <p>小児食物アレルギー負荷検査</p> <p>CT透視下気管支鏡検査加算</p> <p>精密触覚機能検査</p> <p>画像診断管理加算2</p> <p>CT撮影及びMRI撮影</p> <p>冠動脈CT撮影加算</p> <p>心臓MRI撮影加算</p> <p>乳房MRI撮影加算</p> <p>小児鎮静下MRI撮影加算</p> <p>抗悪性腫瘍剤処方管理加算</p> <p>外来化学療法加算1</p> <p>無菌製剤処理料</p> <p>脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅰ)</p> <p>運動器リハビリテーション料(Ⅰ)</p> <p>呼吸器リハビリテーション料(Ⅰ)</p> <p>がん患者リハビリテーション料</p> <p>リンパ浮腫複合的治療料</p> <p>歯科口腔リハビリテーション料2</p> <p>人工腎臓</p> <p>導入期加算1</p> <p>透析液水質確保加算及び慢性維持透析濾過加算</p> <p>下肢末梢動脈疾患指導管理加算</p> <p>ストーマ合併症加算</p> <p>CAD/CAM冠及びCAD/CAMインレー</p> <p>骨移植術(軟骨移植術を含む。)(自家培養軟骨移植術に限る。)</p> <p>食道縫合術(穿孔、損傷)(内視鏡によるもの)、内視鏡下胃、十二指腸穿孔瘻孔閉鎖術、胃瘻閉鎖術(内視鏡によるもの)、小腸瘻閉鎖術(内視鏡によるもの)、結腸瘻閉鎖術(内視鏡によるもの)、腎(腎孟)腸瘻閉鎖術(内視鏡によるもの)、尿管腸瘻閉鎖術(内視鏡によるもの)、膀胱腸瘻閉鎖術(内視鏡によるもの)、腔腸瘻閉鎖術(内視鏡によるもの)</p> <p>大動脈バルーンパンピング法(IABP法)</p> <p>腹腔鏡下リンパ節群郭清術(側方)</p> <p>内視鏡的逆流防止粘膜切除術</p> <p>体外衝撃波胆石破碎術</p> <p>早期悪性腫瘍大腸粘膜下層剥離術</p> <p>体外衝撃波腎・尿管結石破碎術</p> <p>膀胱水圧拡張術及びハンナ型間質性膀胱炎手術(経尿道)</p> <p>医科点数表第2章第10部手術の通則の16に掲げる手術</p> <p>輸血管理料Ⅱ</p> <p>輸血適正使用加算</p> <p>人工肛門・人工膀胱造設術前処置加算</p> <p>胃瘻造設時嚥下機能評価加算</p> <p>麻酔管理料(Ⅰ)</p> <p>高エネルギー放射線治療</p> <p>保険医療機関間の連携による病理診断</p> <p>クラウン・ブリッジ維持管理料</p> <p>看護職員処遇改善評価料55</p> <p>外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)</p> <p>歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)</p> <p>入院ベースアップ評価料54</p> <p>酸素の購入単価</p>

選定療養費等について

- 入院期間が180日を超える患者から徴収する特別の料金

同じ症状による通算のご入院が180日を超えると、患者様の状態によっては健康保険からの入院基本料の15%が病院に支払われません。

180日を超えた日からの入院が選定療養の対象となり、入院基本料の15%は特定療養費として患者様の負担になります。

- レンタル病衣(ねまき) ご希望される方は1日あたり77円(税込)で利用できます。

DPC対象病院について

当院は入院医療費の算定にあたり、包括評価と出来高評価を組み合わせて計算する“DPC対象病院”となっております。

医療機関別係数 **1.4444**

(基礎係数1.0451+機能評価係数Ⅰ0.3231+機能評価係数Ⅱ0.0643+救急補正係数0.0119)

入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策及び栄養管理体制について

当院では、入院の際に医師をはじめとする関係職員が共同して、患者さんに関する診療計画を策定し、7日以内に文書によりお渡ししています。

また、厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策及び栄養管理体制の基準を満たしています。

その他

- 交通事故等により受診される場合は、診療費について1点につき15円

- 一部負担金等の内訳の診療報酬点数の算定項目、薬剤名又は特定保健医療材料名がわかる明細書を無料で発行しております。